

事 務 連 絡  
平成20年10月8日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
労災管理課長補佐（企画担当）

全国健康保険協会各都道府県支部からの健康保険被保険者情報の受領について

標記については、平成20年10月1日付け事務連絡により、全国健康保険協会各都道府県支部との覚書の締結等の円滑な実施についてお願いしたところであるが、全国健康保険協会においても、別添のとおり全国健康保険協会都道府県支部長あてに通知が発出されているのでご承知置きいただきたい。

(別添)

協健発第 1001001 号

平成 20 年 10 月 1 日

全国健康保険協会都道府県支部長 殿

全国健康保険協会業務・サービス部長

(公印省略)

業務上の事由により不支給決定を受けた  
被保険者等にかかる情報提供について

標記について、厚生労働省労働基準局長より、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 55 条第 1 項の規定により不支給決定とされた者(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)(以下「労災法」という。)に基づく給付を受けることができる者)に係る情報提供の依頼があり、これについて平成 20 年 10 月 1 日付けで全国健康保険協会理事長が承認したことから、全国健康保険協会都道府県支部から都道府県労働局に対する情報提供について、具体的な取扱いを下記のとおり定めたので通知する。

## 記

### 1 提供の対象

提供する情報は、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者情報のうち、業務上あるいは通勤途中の原因による疾病を事由とし、労災法に基づく給付が受けられるものとして、健康保険法第 55 条第 1 項の規定に基づき保険給付について不支給(返還)決定を受けた者(以下「不支給決定を受けた者」という。)に係る情報とすること。

### 2 提供媒体

被保険者から回答のあった負傷原因照会回答書(以下「回答書」という。)の写しを提供するものとする。

### 3 受渡し方法

都道府県労働局長あて送付書(別添 1 を参考として作成)に該当者の一覧表(別添 2 を参考として作成)及び回答書の写しを添付し、全国健康保険協会都道府県支部内において、都道府県労働局職員に直接引き渡すこと。

#### 4 提供時期

前月中に不支給決定を受けた者に係る情報について、その翌月に提供することとし、平成20年9月分(平成20年10月中に提供)から実施すること。

なお、提供日については、全国健康保険協会都道府県支部においてそれぞれの都道府県に所在する都道府県労働局と協議し定めること。

#### 5 その他

情報提供を行うにあたり、各全国健康保険協会都道府県支部はそれぞれの都道府県に所在する都道府県労働局と別紙を参考として覚書を速やかに締結すること。

なお、覚書については双方協議の上、案を作成し、覚書締結前に当部と協議すること。

また、覚書の改廃あるいは疑義が生じた場合は、当部と協議すること。

労災保険法に基づく保険給付を適切に行うために  
必要な情報の提供とその取扱いに関する覚書

全国健康保険協会〇〇支部及び〇〇労働局は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく労災保険給付を適切に行うため、次のとおり覚書を締結する。

1. 全国健康保険協会〇〇支部は、被保険者等から負傷原因照会の回答があった別紙の項目について情報提供する。
2. 提供媒体は紙媒体とし、提供時期は月を単位とするものとし、同月内に全国健康保険協会〇〇支部へ回答のあった負傷原因照会の写しを翌月20日(土日祝の場合は翌営業日)に同全国健康保険協会〇〇支部内で手渡しにて行うものとする。
3. 〇〇労働局は、提供を受けた情報について、〇〇労働局保有個人情報管理規程に基づき、滅失、漏洩等が生じることのないよう厳正に取り扱うこととする。
4. 〇〇労働局は、提供を受けた情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)に基づき、被保険者等への労災保険給付の請求の勧奨という利用目的以外の目的のためには利用しない。また、〇〇労働局から他の都道府県労働局へ提供を行う場合についても、同様とする。
5. 他の都道府県労働局に提供する場合においては、当該都道府県労働局に対する情報提供に係る情報管理は、〇〇労働局保有個人情報保護規程に基づき、情報の滅失、漏洩等が生じることがないよう厳正に行われなければならない。
6. この覚書の改廃及び疑義の解決に関しては、全国健康保険協会〇〇支部及び〇〇労働局が協議しこれを決定するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

全国健康保険協会〇〇支部長  
〇〇 〇〇  
〇 〇 労働局長  
〇〇 〇〇

(別紙)

(例)

全国健康保険協会●●支部から▲▲労働局へ提供する情報

	情報項目
1	被保険者証の記号番号
2	事業所名称
3	事業所所在地
4	事業所連絡先
5	被保険者氏名
6	被保険者電話番号
7	被保険者住所
8	負傷日時
9	負傷場所
10	負傷した際の状況
11	当時は勤務日であったかどうか
12	負傷当日の勤務時間
13	医療機関受診期間
	通勤途中である場合
14	当時の通勤時間
15	通常の通勤方法
16	当時の出勤、帰宅中に立ち寄った場所、時間、目的
17	今回の負傷についての会社への報告の有無

別添1

事例案

〇〇発第〇〇〇〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働局長 殿

全国健康保険協会〇〇支部長

業務上等を事由として不支給決定を受けた被保険者に係る情  
報の提供について

標記について、別添のとおり提供するのでよろしくお取り計らい願いたい。  
なお、本情報については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付貴職との覚書に基づき取り扱わ  
れることとなるので留意されたい。

